

返戻金制度について

当法人の紹介により就職した者（求職者）が、入社後 6 ヶ月以内に「本人の都合による退職」又は「本人の責めに基づく解雇」により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

入社 6 ヶ月以内（未満）に退職の場合	紹介手数料の	30%	返金
入社 3 ヶ月以内（未満）に退職の場合	紹介手数料の	50%	返金
入社 2 ヶ月以内（未満）に退職の場合	紹介手数料の	70%	返金
入社 1 ヶ月以内（未満）に退職の場合	紹介手数料の	90%	返金
入社 14 日以内（未満）に退職の場合	紹介手数料の	100%	返金

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が本人の都合による退職に至った場合には、紹介手数料を返還しません。

紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

（許可番号） 11-ユ-300986

（所在地） 埼玉県さいたま市浦和区常盤

9-5-6 NAビル 3 階

（法人名） 社会福祉法人潤青会 法人本部